

かなた新聞

高橋税経グループ

かなた税理士法人

■かなた税理士法人 TEL:027-361-5568

■群馬M&Aセンター TEL:027-364-8040

■相続手続支援センター群馬 TEL:027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL: <http://www.takahashi.co.jp/> E-mail: info@takahashi.co.jp

読書コーナー

『祈りのカルテ』

知念実希人 著 (角川文庫)

この作品の主人公である諏訪野良太は大学病院の研修医で、研修期間を精神科、外科、皮膚科、小児科、循環器内科で過ごし、その研修期間で起こる内容がそれぞれの科に分かれて5つの短編小説となっています。



主人公は研修医ながら洞察力が高く、奇妙な患者達の抱える秘密に迫っていきつつ、寄り添っていきます。この作品の作者である知念実希人さんは医者であり、作中でもまるで実体験をかいているかのようなリアルな描写で物事が進んでいくため、病院の緊張感が伝わってきます。この作品は祈りのカルテ再会のセラピーという続編も出ておりますのでこちらも手に取ってみてください。昨年ドラマ化もしているため、こちらもおすすめです。(文責:赤田)

Q & A コーナー 「どうしよう?」にお答えします!



弊社は、自動車通勤者に対してガソリン単価を設定して通勤手当を算定しています。ガソリン単価の見直しが月単位で行われ、その結果、毎月ガソリン単価を変更し通勤手当を支給している場合、**固定的賃金の変動に該当するのでしょうか。**

【回答】単価の変動が月ごとに生じる場合でも、固定的賃金の変動として取扱うこととなります。

【解説】

通勤手当の変動は、随時改定の対象

社会保険では、固定的賃金の変動に伴って給与が大きく変わったときには、定時決定を待たずに標準報酬月額を改定することになります。これを随時改定(月額変更)といいます。

固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもので、通勤手当もこの固定的賃金に含まれます。運賃改定や引っ越しなどにより通勤手当が変わったときには、随時改定が必要となる要件に該当するかどうか(標準報酬月額に2等級以上の差が生じているかどうか)も忘れずチェックしましょう。

マイカー通勤者への通勤手当にも注意!

見落としやすいのは、マイカー通勤者に支給する通勤手当です。特に昨今は、ガソリン価格の高騰を受け、通勤手当の支給額に配慮し、毎月、支給額を見直している会社も多いようです。

物価高が続き、エネルギー価格も高騰したままです。鉄道やバスの運賃値上げやガソリン価格の高騰により、通勤手当を変更したときには、社会保険の随時改定(月額変更)の確認も忘れずに行いましょう。

(文責:鈴木)



所長挨拶



仲秋の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

「暑さ寒さも彼岸まで」のことわざ通り、お彼岸を境にまるで空気が入替わったように涼しくなりました。

そんな彼岸の週末、現代アートの祭典「中之条ビエンナーレ」に行ってきました。

二年ごとに開催されるという事から「ビエンナーレ」と呼ばれていますが、今年はコロナも5類に移行したという事で、駐車場には県外ナンバーも多く見られ、老若男女を問わずたくさんの人たちが様々なアート作品を楽しみに来ていました。

現代アートなので、正直「なんだこりゃ」といったものもありますが、じっと見ているとその制作に懸けるアーティストたちの思いが伝わってくるような気がしてなかなか面白いものです。

中之条ビエンナーレは街中の中之条エリアをはじめ、四万や沢渡、六合(く)など町内の様々なエリアで行われます。

パンフレットの案内図や立て看板を頼りに車やバスでエリア間を移動し、エリア内は徒歩で作品を見て回るのが、今回は旧六合村内にある赤岩エリアをゆっくり見て回りました。

赤岩は、山の斜面に養蚕農家が点在し、県の重要建造物保存地区にもなっている昔ながらの静かな山村です。街道筋から離れた山あいに入った場所にあるため、古くから戦で家を失った避難民を助けたり、事情があって逃亡を余儀なくされた人々を匿ってきた歴史もあるようで、木曾義仲の胤(たね)を孕んだ女人を匿ったといわれる社とか、幕府から逃れてきた高野長英を匿ったとされる民家といったものも残されています。

車もめったにこない坂道をのんびり歩いていると、山の麓には収穫間近の稲穂を実らせた田んぼが広がり、小さな白い花をいっぱい咲かせるそば畑も望めます。

また農家の周りには、山から駆け下りてくる清冽な水が流れる水路や、その日の食卓に乗りそうな野菜を作っている畑もあり、久々に懐かしいようなゆったりとした気持ちを味わいました。

もちろんそんな中、エリア内に点在するいろいろなアート作品と出会い、驚いたり感心したりして楽しむのです。

今年は10月9日まで開催されるようです。皆さんも秋の一日、アートや風景や温泉を楽しみに中之条にお出かけになってみてはいかがでしょうか。

皆さまのご健康とご活躍を心からお祈り申し上げます。

新入社員紹介



一戸祥法

9月から社員となりました青森県八戸市出身、相続支援部の一戸と申します。これまで教材販売の営業や進学塾の運営、法人への広告営業を行ってまいりました。趣味は料理(妻いわく味はイマイチ)と娘の成長を見守ることです。

早く戦力になれるよう、向上心と前向きな姿勢を忘れずに業務へ取り組みたいです。声をかけていただくと嬉しいタイプですので、是非見かけたら声をかけてください。今後ともよろしくお願いたします。

編集後記

秋も少しずつ深まり運動しやすい季節です。ちょうど10月の第2月曜日は「スポーツの日」。できる範囲で身体を動かしてみませんか。

Contents

- P1 所長挨拶・目次
- P2・3 税務トピックス
- P3 将軍の日

- P4 読書感想文
- P4 Q&Aコーナー
- P4 新入社員紹介
- P4 編集後記

お客様各位

平素より大変お世話になっております。弊社では、新型コロナウイルス感染症に対する従業員の安全の確保を考え、毎月掲載しておりました、従業員の集合写真をお休みさせていただくことになりました。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

かなた税理士法人 情報発信委員会

かなた税理士法人 ～税務TOPICS～

親会社などへ支払う配当源泉が
10月から不要に

令和5年10月1日以後に支払うべき配当等について、支払先が一定の法人である場合、源泉徴収をする必要がなくなりました。

なぜ不要に？

本来、配当等の源泉徴収は、税金の前払的性質があり、確定申告を通じて精算されるべきものです。しかし「完全子法人株式会社等」や「関連法人株式会社等」に係る配当等については、法人税がほとんど課税されません。

そのため、配当等に係る源泉徴収額が還付されるケースが生じていました。実際、会計検査院がある一定期間の状況を調査したところ、対象法人について発生した還付金は計8,898億6,092万5千円あり、還付加算金は計3億6,563万5千円あったとの結果が出ています。このような還付が発生することによる税務署での事務負担や、無視できない多額の還付加算金額、源泉徴収制度の趣旨などを踏まえて、法人税が課されないような一定の配当等について源泉徴収を不要とする改正が、令和4年度法制改正でなされました。

対象となる法人は？

改正により配当等に係る源泉徴収が不要となった法人は、次のいずれかの配当等を受け取る一定の法人※です。

- ①完全子法人株式会社等に該当する株式等(その内国法人が**自己の名義をもって有するものに限る**。②において**同じ**)に係る配当等
- ②**基準日等**においてその内国法人が保有する他の内国法人(一般社団法人等を除く)の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における、当該他の内国法人の株式等(①の株式等を除く)に係る配当等

①における「完全子法人株式会社等」とは、次のとおりです。

法人が他の内国法人の発行済株式等(自己株式を除く)の全部を、配当等の額の計算期間の初日からその計算期間の末日まで継続して有する場合のその株式等

上記定義は法人税と同様ですが、①の株式等は**自己名義分のみ**で完全子法人株式会社等に該当する場合に限る点が、法人税での取扱いと相違しています。

また、②の株式等はいわゆる「関連法人株式会社等」に相当しますが、法人税での取扱いとは次の2点で異なります。

- 自己名義分のみで保有数をカウントする
- 保有割合を「基準日等」の一時点で判定する

これら法人税との違いは、源泉徴収を行う法人が判定しやすいようにするためです。

このように細かい部分まで確認していくと、原則、配当等の全額が益金不算入となり法人税が課されない、完全子法人株式会社等又は関連法人株式会社等とは異なる点があります。源泉徴収時の判定の際は、ご注意ください。

(※)一定の法人とは、内国法人のうち、一般社団法人等以外の法人をいい、一般社団法人等とは、一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を除く)、労働者協同組合、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている一定の法人をいいます。

参考：財務省「令和4年度 法制改正の解説」
会計検査院「完全子法人株式会社等及び関連法人株式会社等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行うことにより生ずる還付金及び還付加算金並びに税務署における源泉所得税事務及び還付事務等について」

永年勤続表彰金と所得税、社会保険、労働保険

長く勤める従業員への労いと感謝の気持ちを込めて贈られる永年勤続表彰金。福利厚生として広く導入されていますが、給与として所得税の対象となるのか、社会保険において報酬等に含まれるのか、迷うところです。税務上、社会保険上・労働保険上の取扱いについて整理します。

所得税の取扱い

永年の勤続を表彰して現金や商品券などを支給する場合は、その全額(商品券の場合は券面額)が給与として課税されます。

一方、記念品を渡す場合や旅行や観劇に招待する場合は、次のすべてを満たしていれば、課税する必要はありません。

- ①勤続年数や地位などに照らし、社会一般的にみて相当な金額以内である。
- ②勤続年数がおおむね10年以上の人が対象である。
- ③同じ人の2度目以降の表彰の場合は、前回からおおむね5年以上あいている。

社会保険の取扱い

社会保険(健康保険・厚生年金保険)において永年勤続表彰金が報酬や賞与に含まれるかどうかについては、過去の疑義照会の中でも回答が分かれ、統一的な見解が示されていませんでした。しかし今年6月、日本年金機構が事例集を改正しこの点について追記したことにより、実務上の取扱いが明確になりました。

これによると永年勤続表彰金は、金銭や金券、記念品等、いずれの形であっても、少なくとも次のすべてを満たす場合

は、原則として報酬や賞与には含まれず、保険料の対象とする必要がありません。

- ①表彰の実施目的が、福利厚生や長期勤務の奨励である。
(例) リフレッシュ休暇も一緒に付与される場合などは、福利厚生としての側面が強いといえます。
- ②表彰の基準は、勤続年数のみを要件として、一律に支給される。
- ③社会通念上いわゆるお祝い金の範囲を超えておらず、表彰の間隔がおおむね5年以上である。

この要件の中に満たさないものがある場合は、永年の勤続を表彰するものであるという性質を十分確認した上で、総合的に判断する必要があります。

労働保険の取扱い

労働保険(労災保険・雇用保険)においては、「年功慰労金」「勤続褒賞金」は賃金に含まれないとされています。名称は異なるものの、永年勤続表彰金も同様と判断できるため、労働保険料の対象とする必要はありません。

将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみ立て、『将軍の日』と命名されました。

【受講料】
55,000円(税込)/名
2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ：かなた税理士法人
027-361-5568 担当：森平



先行経営Tasseiを行いませんか！

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること！」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から